

「法人税顧問」平成17年度追加改正対応版 概要 (Ver.H17.2)

「法人税顧問 Ver.H17.2」での対応内容をご案内します。

1.バージョンアップの対象

データ移行対象バージョン・・・Ver.H17.1*以降
上記のバージョンからデータ移行が可能です。

2.法改正の対応内容

●特別償却の改正対応／平成17年度用新様式対応

様式対応した帳表は以下のとおりです。

- ・付表(同族会社) ・特別償却の付表(二) ・特別償却の付表(三) ・特別償却の付表(六)
- ・特別償却の付表(十九)(旧・特別償却の付表(二十))

※このほか、システムで印刷しているフォーム(官報記載フォーム)を、実際に配布された用紙にあわせて修正しました。

3.機能アップ内容

●地方税追加帳表

Ver.H17.10で未対応だった外形標準課税制度の残り3帳表を追加対応しました。

「第六号様式別表五の二の二」・・・付加価値額に関する計算書

「第六号様式別表五の二の三」・・・資本等の金額に関する計算書

「第六号様式別表五の二の四」・・・特定子会社の株式等に係る控除額に関する計算書

※これらの帳表は、外形標準課税の対象法人のうち、一部の法人が提出します。

4.その他の変更内容

●地方税タブなどの変更

地方税の外形標準課税の3帳表の追加に伴い、タブメニューの「地方税」タブのボタンを3列にしました。一括印刷の「地方税・一覧・予定」タブを、「地方税・一覧表」タブと「予定」タブに分割しました。フォーム印刷の「地方税」タブのボタンの並びを変更しました。

●法人事業税 分割基準の見直しへの対応

法人事業税の新しい分割基準に対応しました。

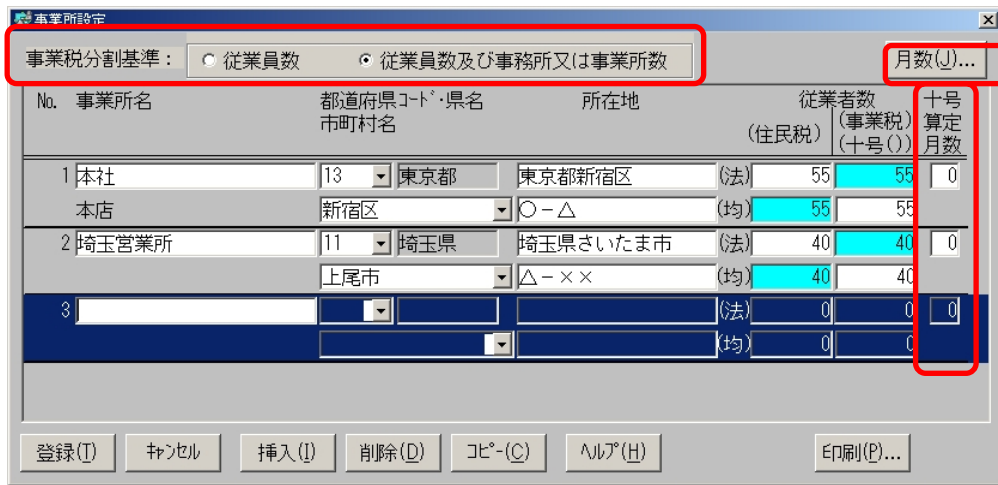
この改正は、平成17年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

事業		課税標準の分割基準	
		改正前	改正後
非製造業 (注)	銀行業 保険業 証券業	課税標準の1/2→事務所数 課税標準の1/2→従業者数(資本金1億円以上の法人は本社管理部門の従業者を1/2に割り落とす。)	課税標準の1/2→事務所数 課税標準の1/2→従業者数
	その他 (運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業等)	従業者数(資本金1億円以上の法人は本社管理部門の従業者を1/2に割り落とす。)	
製造業		従業者数(資本金1億円以上の法人は本社管理部門の従業者を1/2に割り落とし、工場の従業者数を1.5倍として計算する。)	従業者数(資本金1億円以上の法人は工場の従業者数を1.5倍として計算する。)

(注) 鉄道事業、軌道事業、ガス供給業、倉庫業および電気供給業を除く。

事業所設定の画面に、「事業税分割基準：従業員数／従業員数及び事務所又は事業所数」の項目を追加します。また、分割基準が「従業員数及び事務所又は事業所数」の場合の算定月数の入力欄を追加します。設定内容は、第十号様式、第六号様式、（予定申告）第七号様式の計算に使用します。

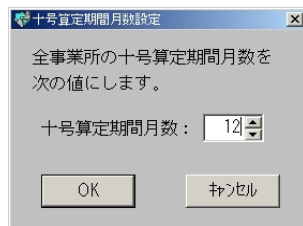
事業所設定画面



事業税分割基準：「従業員数」「従業員数及び事務所又は事業所数」から選択します。
Ver.H17.2 へのデータ変換後の初期値は「従業員数」です。

十号算定月数：事務所又は事業所が存在した月数を入力します。
Ver.H17.2 へのデータ変換後の初期値は「0」です。
寮の場合は「0」にします。

<月数>：十号算定月数について、全事業所に「12」「6」などの月数を一括設定できます。



初期値は「0」です。月数を入力するか、▲▼で月数を変更して、<OK>を押します。

十号様式 印刷例

事務所又は事業所 名称及び所在地	分割基準 (単位=人) 事業所	事業税							
		分割課税標準額							
		年400万円以下の所得金額	年400万円を超え年800万円以下の所得金額又は特別法人の年400万円を超える所得金額を課税する金額	年800万円を超える所得金額、軽減税率不適用法人の所得金額又は清算所得金額	計	付加	資本等	収入	
			⑳	㉑	㉒	㉓	㉔		
本社	(55)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
東京都新宿区 ○-△	55 12								
《東京都合計》	計	1,157 999	1,157 999	5,107 4,410	7,421 6,408				
埼玉営業所	(40)								
埼玉県さいたま市 △-××	40 12								
《埼玉県合計》	計	842 999	842 999	3,714 4,410	5,398 6,408				
		1,841	1,841	8,124	11,806				

●市町村情報の更新

事業所設定で使用している市区町村情報に、2005年8月時点での合併が行われた新市町村名を追加しました。

●別表六(一)、第六号様式別表四の四 印刷仕様の変更

②欄と③欄の金額が0の場合、0を印字するように変更します。

●第二十号様式 税理士署名欄の高さ変更

手書きでの署名を考慮し、税理士署名欄の高さを上げました。

●減価償却応援 Ver.6.0 との連動について

減価償却応援 Ver.6.0 とのデータ連動に対応しました。

[減価償却システムとの連動]処理起動時の「連動条件設定」画面に、減価償却応援 Ver.6.0の別表十六(一)・(二)の出力形式に合わせて、「合計書2」を追加しました。

※法人税顧問 平成16年度 Ver.H16.22 は、減価償却応援 Ver.6.0 との連動に対応していません。

Ver.H17.20 の CD-ROM に収録している「法人税顧問 Ver.H16.1/Ver.H16.2 減価償却連動プログラム更新用」でシステム更新を行ってください。

Ver.H17.2 の電子申告対応について

電子申告をご使用の場合は、最新版のプログラム（電子申告応援は Ver.H17.3、法人税顧問更新用は Ver.H17.2.e3）をダウンロードの上、インストールしてからご使用ください。

5. 動作環境

使用環境	スタンドアロン	ネットワーク版	
		クライアント	サーバ
OS	Windows®XP/2000/Me/98 (*1)	Windows®2000Server Windows®Server2003 (*1)	
メモリ	64MB 以上 (128MB 以上推奨) ※XP/2000 の場合 128MB (256MB 以上推奨)	256MB 以上	
CPU	お使いのOSが推奨する環境以上 (Pentium®Ⅲ500MHz 以上推奨)		
ディスプレイ	解像度:1024×768 ドット(小さいフォント)以上 ※Windows® XP の場合は標準フォント 表示色:high Color(16Bit)以上		
HDD	78MB 以上	72MB 以上	11MB 以上
データ容量	登録数×1MB(*2)	-----	登録数×1MB(*2)
最大用紙サイズ	A4		
プリンタ	レーザープリンタ (ポストスクリプト対応プリンタ除く) (*3)		

(*1) : Windows® Server 2003は、サーバ用として使用する場合のみ動作保証します。クライアント、スタンドアロン版用として使用することはできません。また、クライアントはWindows®XP/2000Professionalをご使用下さい。
なお、スタンドアロン版/ネットワーク版とも、Windows 95は対象外となります。(「プログラム開始エラー」が発生し、システムを起動できません。)

(*2) : 作成する帳表数、事業所数等により異なります。

(*3) : カラープリンタは EPSON 製が対象です。

6. プロダクトIDについて

プログラムのセットアップ(インストール)時にプロダクトIDを入力していただきます。プロダクトIDは製品固有の24桁の数字で、同一のプロダクトIDは存在しません。1つの製品を複数のコンピュータにセットアップされた場合、2台目以降では、別のプロダクトIDを入力されるまでプログラムの起動ができなくなります。プロダクトIDが記載されたラベルは、CD-ROMのケース(ライセンス商品の場合はライセンス使用許諾証またはプロダクトIDのご案内ハガキ)に貼られます。詳細は改版商品に同梱のご案内(手順書)をご参照ください。

ライセンス商品のご案内

「応援シリーズ」で、同一プログラム(スタンドアロン版)を複数本使用される場合、2本目以降を割安価格でお求めいただけるライセンス商品(及び年間プログラム保守契約)をご用意しています。

■ライセンス商品はこんなときに最適です。

- ① 企業又は会計事務所内において、複数台のパソコンで使用する場合
- ② 本社以外の出先拠点(支社、営業所等)において使用する場合
- ③ 会計事務所において、在宅処理や外出先処理(モバイル用途)等の所外で使用する場合
- ④ 学校等の教育用途として使用する場合

【著作権・使用許諾契約について】プログラムを使用するには、著作権法及び使用権許諾契約により、1台のコンピュータにつき1ライセンスの使用許諾が必要です。